

「レイカディア滋賀プラン」改定素案に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

平成 23 年 12 月 26 日（月）から平成 24 年 1 月 25 日（水）までの 1 か月間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱（平成 12 年滋賀県告示第 236 号）に基づき、「レイカディア滋賀プラン」改定素案について、意見・情報の募集を行った結果、8 名（団体）から 45 件の意見・情報が提出されました。

提出された意見・情報は、計画素案の内容と直接関係がないと考えられるものや、同じ内容のものも見られたため、これらを取りまとめ、項目ごとに整理した 40 件について、考え方を示しました。

なお、とりまとめにあたり、提出された意見・情報は一部要約しております。また改定素案への直接的な意見でないものについては、県の考え方を示していません。

【県民政策コメント制度に基づき提出された意見・情報の概要】

全般	5 件
第 5 章 重点課題および現状・課題・施策の方向と取組	
第 1 節 健康づくり、介護予防の推進	6 件
第 2 節 地域支え合いの推進	4 件
第 3 節 「地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト」の推進	4 件
第 4 節 日常生活圏域・市町圏域での地域包括ケアの推進	3 件
第 5 節 認知症対策の推進	1 件
第 6 節 高齢者の尊厳の保持と権利擁護	2 件
第 7 節 サービス基盤の整備	7 件
第 8 節 人材の確保と多職種連携の人財づくり	1 件
第 9 節 介護保険制度の安定的運営	4 件
第 6 章 ともに目指そう指標を実現するためのアクションプログラム	2 件
第 7 章 計画の円滑な推進のために	1 件
	合計 40 件

「レイカディア滋賀プラン」改定案 主な修正点等

1. 県民政策コメント

県民等から提出された意見・情報45件（同様の内容のものなどを集約し40件に整理）のうち23件について素案の修正等の対応を行いました。

2. 主な修正内容

- ① 重点課題を明確にし、「現状・課題・施策の方向」、「指標」の順に記載し、分かりやすくなるよう章の構成を見直しました。
 - ・第5章の最初に重点課題を記載しました。（P33）
 - ・「ともに目指そう指標」を5章の最後に一覧として記載しました。（P112～P114）
 - ・「ともに目指そう指標を実現するためのアクションプログラム」を5章の後ろに6章として記載しました。（P115～P118）
- ② 介護予防に重点的に取り組むため、ともに目指そう指標、アクションプログラムを追加しました。
 - ・75歳以上高齢者の要介護等認定率を、平成26年度に30%以下とする目標を設定しました。（P42、P115）
- ③ 在宅医療福祉を担う看護職員の確保・養成について、「施策の方向と取組」に、より明確に位置付けるため、追加して記載しました。
 - ・「課題」、「施策の方向と取組」にそれぞれ在宅医療福祉を担う看護職員の確保・養成にかかる記載を追加し、ともに目指そう指標を設定しました。（P50、P52、P53、P54）
- ④ 計画を推進する各主体（県民、地域・団体、事業者、市町、県）の役割を追加して記載しました。
 - ・各主体の役割を明確にするため、第7章に追加して記載しました。（P119～120）
- ⑤ その他、必要な内容の追加、修正等を行いました。
 - ・NPO法人などの多様な活動（P35）、パーキングパーミット（P47）、福祉用具センターの現状（P88）等

3. サービスの量の見込

サービスの量の見込について、市町の修正に合わせ修正するとともに、圏域別の施設居住系サービス等の整備数を盛り込みました。

レイカディア滋賀プラン改定草案に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

番号	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方	備考
全般				
1	全般	題名「レイカディア」という名称は長く使われてきていますが、ぱっと聞いて未だに何を指しているのか分からぬことが多いと思う。そもそも「理想郷」のことからこの名称が付けられているとしたら、もうそろそろ現実にもどり、現実的な名称に変えてはどうか。	「レイカディア」は、レイク(湖)とアルカディア(古代ギリシャ奥地の景勝・理想郷)を合成した言葉で「湖の理想郷」を意味し、基本構想では「レイカディア～湖の理想郷」の創造をこの計画の基本理念としています。 今回の改定では、平成18年3月の「レイカディア滋賀プラン」策定時に設定した平成26年度までの目標(レイカディア指標およびともに目指そう指標)を達成する仕上げの計画とするため、基本構想に定める「基本理念」、「基本目標」等については変更しないこととしており、計画の名称も引き続き「レイカディア滋賀プラン」とします。	
2	全般	第5章「ともに目指そう指標」、「アクションプログラム」、第6章「現状」、「課題」・「施策の方向と取組」の順になっているが、施策の後に指標がある方がわかりやすいのではないか。 また、何が重点課題なのか明確に位置付ける必要があるのではないか。	○意見を踏まえ、第5章、第6章の構成を次のとおり見直します。 ○第5章の標題を「重点課題および現状・課題・施策の方向と取組」とし、はじめに「重点課題」を記載し、次に「現状・課題・施策の方向と取組」の順に記載し、章の末尾に「ともに目指そう指標」を一覧表として掲載します。 ○第6章を「ともに目指そう指標を実現するためのアクションプログラム」とします。 (記載内容は、別紙1のとおり)	
3	全般	「人材」と「人財」の両方の言葉が出てくるが使い分けがわかりにくい。たとえば「介護人材の不足」という場合には、「人財」より介護職員の絶対的な不足を表すという意味では「人材」の方が適切ではないかと思われる。	本プランでは、健康福祉サービスではこれを支える「人」をが「人(財)」であることから、「人財」という造語を用いることとしていますが、意見を踏まえ、「介護人材の不足」など量を述べる場合は、「人材」を用いることとします。	
4	全般	高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい街を目指して、様々な都市の機能がコンパクトに集積し、アクセスしやすい「歩いて暮らせるまちづくり」を地域の個性や歴史を活かしながら進めが必要だという考え方があるが、ユニバーサルデザインの他にこのプランには反映されているか。	住まいや医療、介護、予防のみならず福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが、日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を目指して取り組む点において、「歩いて暮らせるまちづくり」の考え方と目指す方向が同じであると考えます。	
5	全般	「保健・医療・福祉」か「医療・保健・福祉」か、表記順が混在。	○意見を踏まえ、「保健・医療・福祉」に統一します。	

レイカディア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方	備考
			第5章 重点課題および現状・課題・対応方策 第1節 健康づくり・介護予防の推進		
6	35	1-(1)	<p>「びわこシニアネット」は高齢者のみでなく中高年を対象としているため、次のとおり修正してはどうか。</p> <p>【現状】 「高齢者の自主活動グループのネットワーク『びわこシニアネット』」→ 「中高年者の社会活動や仲間づくり等について交流するホームページ『びわこシニアネット』」</p> <p>【施策の方向と取組】 「高齢者による各種ボランティア活動」→ 「中高年者による各種ボランティア活動」</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p> <p>【現状】 【修正前】「高齢者の自主活動グループのネットワーク『びわこシニアネット』」</p> <p>【修正後】「中高年者の社会活動や仲間づくり等について交流するホームページ『びわこシニアネット』」</p> <p>【施策の方向と取組】 【修正前】「高齢者による各種ボランティア活動」</p> <p>【修正後】「中高年者による各種ボランティア活動」</p>	
7	35	1-(1)	「高齢者の地域活動の受け皿となる老人クラブの組織・活動の強化」という課題に対し、現状はボランティアやNPOでの活動等も活発になってきていて、多様な活動を支援するとした方が良いのではないか。	<p>ご意見を踏まえ次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】「高齢者による各種のボランティア活動、文化・伝承活動、世代間交流活動が活性化するよう、ホームページ『びわこシニアネット』や広報紙等により活動情報の提供を図ります。」</p> <p>【修正後】「高齢者による各種のボランティア活動、文化・伝承活動、世代間交流活動が活性化するよう、ホームページ『びわこシニアネット』や広報紙等により活動情報の提供を図るとともに、NPOなどが行う多様な活動を支援します。」</p>	
8	39 42	2-(2)	<p>糖尿病に特化した重症化予防の取組を推進することが謳われているが、脳血管疾患をもたらす要因となる生活習慣病の予防対策についての記載はいらないか。</p> <p>また、それらを予防することで要介護認定者をどれだけ減らすことを目指すといった目標値があると評価指標として生きてくるのではないか。</p>	<p>脳血管疾患をもたらす要因となる生活習慣病予防対策については、「・死亡や生活の質の低下をもたらす、がん・脳卒中、心臓病、糖尿病、高血圧、高脂血症の予防に重点的に取り組み、食生活、運動、喫煙等生活習慣の改善への取組を重視します。」と記載しており、素案のとおりとします。</p> <p>また、要介護認定者の減少の目標値については、ともに自指そう指標に、「75歳以上高齢者の要介護等認定率 平成26年度30%以下」を追加します。</p>	
9	41	3-(1)	平成24年度から開始される介護予防・日常生活総合支援事業について、「市町の取組を支援するために情報の提供や必要な助言に努めます」とのことであるが、県としてこのような事業の取組が弱い市町に対して、事業実施に向け積極的に助言する必要があるのではないか。	介護予防・日常生活総合支援事業の実施については、市町が判断されることですが、県としては市町に対して、「情報提供や必要な助言に努める」と記載しており、素案のとおりとします。	

レイカディア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方	備考
10	42	3-(2)	「地域を主体に利用者の方々を主体とした」という表現が抽象的で具体的なイメージがわからにくい。	ご意見を踏まえ、具体的にわかりやすくするために次のとおり修正します。 【修正前】「地域を主体に利用者の方々を主体とした、迅速で元的なリハビリーションの提供体制をめざして関係機関の連携を強化します。」 【修正後】「利用者の身近な地域において、迅速で総合的なリハビリーションの提供ができるよう医療機関やサービス事業者、リハビリテーション関係機関などの連携を強化します。」	
11	42	3-(2)	「障害のある方々に対して、福祉用具の普及と活用や、住宅改造、安心して生活できる地域のまちづくりなどの取組と、リハビリテーションサービスの提供を一体的に進め、環境要因へのアプローチも含めた、総合的な支援を推進します。」とあるが、主体が不明確である。福祉用具センターを指しているのであれば、次のように表現してはどうか。 「高齢者や障害のある人に対して、福祉用具や住宅改修をはじめとする環境調整が重要です。滋賀県福祉用具センターでは、福祉用具の選定や改造・製作、住宅改修等の専門相談や福祉用具にかかる専門人材の育成を実施し、リハビリテーションサービスの提供を一体的に進めるとともに、地域のまちづくりなどの取り組みも含めた環境要因等へのアプローチ等、総合的支援を推進します。」	ご意見を踏まえ、取組の主体が明らかになるよう、次のとおり修正します。 【修正前】「障害のある方々に対して、福祉用具の普及と活用や、住宅改造、安心して生活できる地域のまちづくりなどの取組と、リハビリテーションサービスの提供を一体的に進め、環境要因へのアプローチも含めた、総合的な支援を推進します。」 【修正後】「滋賀県福祉用具センターは、福祉用具の選定や改造・製作、住宅改修等の専門相談や福祉用具にかかる専門人材の育成を実施し、併せて、地域のまちづくりなどの取組も含めた環境要因へのアプローチ等、リハビリテーションサービスの提供を総合的に支援します。」	

第5章 重点課題および現状・課題・対応方策 第2節 地域文を合いの推進

12	44	1-(1)	「(能力を)活かして」は、「生かして」の標記誤りではないか。	レイカディア構想では、「人が生き活かされる社会づくり」を基本テーマのひとつとして掲げています。滋賀県基本構想においても、「人の力」、「自然の力」、「地と知の力」の3つの力を活かした社会づくりを掲げています。 こうしたことを踏まえ、「知識や経験」、「人の力」などを、「ききめのあるように使う」、「活用する」といった意味合いを使用する場合は、「生かす」ではなく「活かす」と表記します。	
13	44	1-(2)	福祉学習、福祉のまちづくり、福祉コミュニティづくり、地域の福祉力のもとである住民が福祉について学ぶ機会を広げることも必要ではないか。	ご意見のとおり住民が福祉について学ぶ機会を広げることが必要と考えますことから、本文で「学習の機会・実践の機会の拡充を図る」と記載しており、素案のとおりとします。	
14	44	1-(2)	社会福祉協議会は、市町において小地域福祉活動を推進することを目的とした住民参加・住民主体の組織であり「住民が力を合わせ、また社会福祉協議会やNPO、企業等と協力し合いながら…」は、「住民が力を合わせ、社会福祉協議会がつなぎ役・推進役となり、NPO、企業等と協力し合いながら…」が適当な表現である。	小地域福祉活動を推進するためには、社会福祉協議会だけでなく他のコーディネーター、団体の協力を得る場合も想定されることから、素案のとおりとします。	

レイカディア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方	備考
15	45	1-(3)	住民主体の様々な活動が展開されるためには、「市町ボランティアセンターによる組織化活動やコーディネート機能を高める」ことが必要であり、計画に明記する必要があるのでないか。	ご意見にある、組織化活動等については、P44第5章第2節1-(2)「自治会や小学校区など生活の場である身近な地域を単位として、住民が力を合わせ、また社会福祉協議会やNPO、企業等と協力し合いながら進める住民主体の小地域福祉活動を推進します。」にその考え方を含めていますので、素案のとおりとします。	
第5章 重点課題および現状・課題・対応方策 第3節 「地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト」の推進					
16	52	(2)	医療依存度の高い在宅療養者は、新たに創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護だけでなく、24時間定期巡回訪問看護が必要ではないか。	訪問看護の重要性は認識しており、訪問看護ステーションのサービス提供体制に関する調査等を行い必要な検討を行っており、ご意見を踏まえ次のとおり修正します。 【修正前】「早朝夜間などの訪問の要望」 【修正後】「24時間丸一日などの訪問の要望」	
17	53	(3)	「在宅医療を担う訪問看護職員の確保」について、潜在看護職員だけに絞らず新卒の看護師を含めて確保の対象とすることが重要ではないか。新卒の人をいかに研修・教育すれば訪問看護職員の確保につながるのか検討することが重要ではないか。	新卒者が医療機関等で研修・教育を受けて、訪問看護の現場に就かることは重要ですが、今後も相当数の看護職員の需要が見込まれる中で、在宅医療福祉を担う看護職員には、豊富な経験、技術力・判断力が求められますことから、県としては、まずは県内に5千人から6千人と推定される潜在看護職員が訪問看護ステーション等に再就業する流れを作ることを考えています。	
18	50 52 53 54	(3)	「在宅医療を担う訪問看護職員の確保」について、これまで訪問看護の充実については、県としていくつかの事業を展開しているが、訪問看護師の「人材確保」については、具体的な方針が出されていないのではないか。 地域包括ケアシステムの推進の鍵にもなる訪問看護師の確保については、極めて大切な、かつ具体的に手立てが必要な課題であり、方針化をお願いしたい。	在宅医療福祉を担う訪問看護ステーションなどの看護職員の確保・養成は、喫緊の課題であると認識しており、ご意見を踏まえ、当プランにおいて、職場復帰に向けた研修・子育て支援など、潜在看護職員の再就業を支援することを「施策の方向と取組」の中で明確に位置づけます。 ○重点施策として次のとおり追加します。 【追加内容】「在宅医療福祉を担う看護職員の確保対策の推進などにより、訪問看護ステーション等の充実を図ります。」 ○【課題】を次のとおり修正します。 【修正前】「在宅看取りを推進するうえで必要となる医師や看護師などの専門職の不足」 【修正後】「在宅看取りを推進するうえで必要となる医師や看護師などの専門職が不足しており、特に在宅医療福祉を担う看護職員の確保・養成が必要」 ○【施策の方向と取組】に「(3)在宅医療福祉を担う看護職員の確保・養成」の項目を設け、その内容を次のとおりとします。 【修正・追加内容】「・在宅医療福祉を担う看護職員の確保・養成が不可欠となっており、一定の経験、知識・技術を有している潜在看護職員の訪問看護ステーション等への再就業を進めます。 ・潜在看護職員の再就業に必要となる知識・技術を修得するための研修を実施するなど、円滑な職場復帰を支援します。」	

レイカディア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報とそれに対する県の考え方

番号	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方	備考
			<p>潜在看護職員の再就業を促進するため、病院内保育所の受入体制の拡充など、子育て環境の整備を支援します。</p> <p>○ともに目標をう指標に次のとおり追加します。 訪問看護ステーション等への再就業看護職員数(累計)(45人/年)→平成26年度(35人)</p> <p>上記追加に伴い、「(3)在宅看取りの推進」を「(4)在宅看取りの推進」に改めます。</p>	
19	53	(4)	<p>「医療と介護を繋ぐ看取り介護研修の実施」について、特別養護老人ホーム等の施設での看取りを促進するためには、関係者への研修だけではなく開業医や訪問看護の積極的な施設への乗り入れへの支援や、施設長、施設嘱託医を含む関係者の周知と理解が必要ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】在宅および特別養護老人ホーム等での看取りを促進するため、関係者への研修等を実施します。」</p> <p>【修正後】在宅および特別養護老人ホーム等での看取りを促進するため、関係者への研修等を実施するとともに、外部医師や訪問看護との連携が図られるよう施設に対する助言等に努めます。」</p>
第5章 重点課題および現状・課題・対応方策 第4節 日常生活圏域・市町圏域での地域包括ケアの推進				
20	57	1-(4)	<p>「・県立リハビリテーションセンターが実施する…強化します。」の文には主体がない。おそらく、福祉用具センターを想定していると思われるが、リハビリテーションセンターとの一体的な取り組みの内容が明確とはいえない。「滋賀県リハビリテーション連携指針」を踏まえて具体的に言及すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、主体が明確になるよう次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】・福祉用具センターにおいて高齢者に配慮した居住環境の普及啓発を進めます。 ・県立リハビリテーションセンターが実施する教育・研修・調査・研究、相談支援などの事業と一體的な取り組みを行うことにより、福祉用具センターの機能の充実や効果的な運用を図るほか、地域の関係機関などの連携による活動を強化します。」</p> <p>【修正後】・福祉用具センターにおいて高齢者に配慮した居住環境の普及啓発を進めるとともに、福祉用具・住宅改修に関する相談の充実を図ります。 ・県立リハビリテーションセンターを中心となり県域のリハビリテーション関係機関の連携を強化するとともに、健康福祉事務所と連携し、一次保健医療圏域の関係機関に対し広域的・専門的視点から住環境整備に関する技術的支援を行います。」</p>
21	57	1-(4)	<p>サービス付高齢者向け住宅について、囲い込み型のいわゆる悪質サービスの展開も予想されるところから、県外からの移住、県外業者による展開等を防ぐための市町との連携が求められる。</p>	<p>ご意見のとおり、悪質なサービスを提供する事業者に対しては、高齢者住まい法に基づき、市町と連携しながら対応する必要があり、このことが明確になるよう次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】高齢者住まい法に基づきサービス付き高齢者向け住宅の適正な運営の指導を図るとともに、</p> <p>【修正後】高齢者住まい法に基づきサービス付き高齢者向け住宅の適正な運営の指導を市町と連携して行うとともに、</p>

レイカディア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報とそれに対する県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方	備考				
22	58	1-4	指標名「地域包括支援センターの相談件数」は、増えることが目標になっているが、本当は少ない方が良いのではないか。	地域包括支援センターは、サービス利用や虐待に関する相談など、住民の方の様々な相談に応じる機関です。地域包括支援センターが広く認知され機能を発揮されていく状況を計ろうとするものであり、素案のとおりとします。					
第5章 重点課題および現状・課題・対応方策									
第5節 認知症対策の推進									
23	63	2	【課題】にある若年認知症の人と家族のサポート体制について、身近な地域だけでなく職場を含む社会でサポートできる体制としてはどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】「若年認知症の人と家族を身近な地域でサポートできる体制」 【修正後】「若年認知症の人と家族を身近な地域社会でサポートできる体制」					
第5章 重点課題および現状・課題・施策の方向と取組									
第6節 高齢者の尊厳の保持と権利擁護									
24	66	1-(2)	指標、アクションプログラムの「特別養護老人ホーム多床室の個室的なしつらえ改修」を「7 サービス基盤の整備」に移してはどうか。 特養は基本的に要介護1以上の方が対象であり介護予防は当てはまらない。言葉の整理をして記載してはどうか。	特別養護老人ホームの多床室を個室的に改修することで、尊厳の保持、プライバシーを確保図ることができます。指標については、素案のとおり「6 高齢者の尊厳の保持と権利擁護」に位置付けます。 また、アクションプログラムについては、「1 健康づくり、介護予防の推進」から削除し、「6 高齢者の尊厳の保持と権利擁護」に次のとおり追加記載します。 ◆施設における高齢者の尊厳の保持					
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム多床室の「個室的なしつらえ」への改修促進</td> <td>特別養護老人ホームの多床室における、入所者の尊厳の保持と重度化防止を図るために個室的な改修を促進する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策の方向と取組】について、「1 健康づくり、介護予防の推進」から削除し、「6 高齢者の尊厳の保持と権利擁護」に記載の内容を次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】特別養護老人ホームの多床室において、介護予防効果の高い個室的なしつらえへの改修を促進し、入所者の尊厳の保持と重度化防止を図ります。</p> <p>【修正後】特別養護老人ホームの多床室において、「個室的なしつらえ」への改修を促進し、入所者の尊厳の保持と重度化防止を図ります。</p>	区分	事業内容	特別養護老人ホーム多床室の「個室的なしつらえ」への改修促進	特別養護老人ホームの多床室における、入所者の尊厳の保持と重度化防止を図るために個室的な改修を促進する。	
区分	事業内容								
特別養護老人ホーム多床室の「個室的なしつらえ」への改修促進	特別養護老人ホームの多床室における、入所者の尊厳の保持と重度化防止を図るために個室的な改修を促進する。								
25	67	2-(1)	「権利擁護センターでの専門的、高度な権利擁護相談」という記述は抽象的であり、県としてどのような専門性を求めているのか。	権利擁護センターの専門性については、「滋賀県権利擁護センター運営事業実施要綱」に定めているところです。この要綱を踏まえ下記のとおり修正します。 【修正前】権利擁護センターでの専門的、高度な権利擁護相談や 【修正後】権利擁護センターでの、法律や医療等の専門的な権利擁護に関する相談対応や					
第5章 重点課題および現状・課題・施策の方向と取組									
第7節 サービス基盤の整備									

レイカディア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方	備考
26	69		滋賀県の居宅サービスの利用割合が全国平均より高いことについて、介護保険制度の理念である「居宅」重視のサービス利用構造になっているということであるが、現実は、介護療養型医療施設の減少や介護老人福祉施設・介護老人保健施設の不足が原因となっており、その不足分を居宅サービス(通所系・短期入所系)が受け入れられているのではないか。	施設整備については、市町介護保険事業計画と整合を図った上で、計画的に施設整備を行っています。居宅サービスとのバランスや地域の実情を踏まえて整備に努めているところであります。素案のとおりとします。	
27	70	1-(1) -1)	「住み慣れた地域での生活を支えるため、ニーズに応じたサービスが提供できるよう市町との連携を図りながら実施の促進に努めます。」とあるが、具体的な連携の手法を明記されたい。	指定居宅サービスの事業者の指定にあたり、市町との協議制が導入されたことなどを踏まえ、市町と連携することを基本的な姿勢として記載しているものであり、素案のとおりとします。	
28	75	1-(1) -2)	「地域密着型サービスの整備」に記載されている「市町において計画的な整備の支援」の具体的な内容を記載されたい。	ご意見を踏まえ次のとおり修正します。 【修正前】「…市町において計画的な整備が図れるよう支援します。」 【修正後】「…市町において計画的な整備が図れるよう、人財養成や助言を行ななど支援します。」	
29	75	1-(1) -2)	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、この事業の効率性の観点から実施意向のある事業者は少ないと言われている。これから地域包括ケアの大きなポイントとなる事業であり、利用者確保への支援やニーズから利用に至る実施事業者への支援、各保険者への働き掛けも重要ではないか。	介護保険法で、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等の普及のため、事業者指定にあたっての公募制の導入や、事業者指定に係る県と市町との協議制の導入などの規定が設けられたことなどを踏まえ、市町が計画するサービスの確保が図られるよう、本文で「市町において計画的な整備が図られるよう…支援します」と記載しております。素案のとおりとします。	
30	76 79	1-(1) -2)	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「複合型サービス」などの新しいサービスの見込量が少ないのでないか。	市町が見込まれたサービス見込量を積み上げたものですが、市町においては、ニーズ調査を実施するなどして、地域の実状に応じたサービス量を見込まれているところです。	
31	88	1-(3) -1)	福祉用具センターの基本的な現状、取組について記載してはどうか。 【現状】 「福祉用具の普及・啓発・情報提供、福祉用具にかかる専門職の育成、専門相談からの福祉用具の改造や製作を行っています。」 【施策の方向と取り組み】 「高齢者世帯の増加に伴い、地域での自立生活に必要な福祉用具・自助具等の需要が高まっていることから、地域での福祉用具に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。」	ご意見を踏まえ福祉用具センターの現状について次のとおり追加して記載します。 【追加内容】 【現状】 「福祉用具の普及・啓発・情報提供、福祉用具にかかる専門職の育成、専門相談からの福祉用具の改造や製作を行っています。」 また、【施策の方向と取り組み】については、「福祉用具の普及・啓発や福祉用具センターの利用促進を図ります。」と記載しており、その考え方を含んでいますので、素案のとおりとします。	

レイカディア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方	備考
32			<p>「第5章 重点課題と対応方策」の「指標」のうち、「7 サービス基盤の整備」あるいは「9 介護保険制度の安定的運営」に以下の内容を加えるべき。</p> <p>併せて「第6章 現状・課題施策の方向と取組」の「第7節 サービス基盤の整備」あるいは「第9節 介護保険制度の安定的運営」に加えるべき。</p> <p>■生計困難な方へのサービス利用の促進支援 「低所得で特に生計が困難な方に對して、介護保険サービスの利用を促進するため、社会福祉法人を中心とした事業者に対して低所得者減免制度を実施するよう指導に努めます。」 ●現状:88%(56施設／64施設)※特養のみ ●指標:100%</p>	<p>社会福祉法人の低所得者減免制度は、国の利用者負担軽減制度のひとつとしてこれまでから行っているものであり、県の施策の方向を内容とするプランに位置付けるまでもないと考えています。</p>	
第5章 重点課題および現状・課題・施策の方向と取組					
第8節 人財の確保と多職種連携の人財づくり					
33	105	2-(1)	「地域密着型サービスのうち…市町と連携しながら、従事者の資質の向上に向けた取組を進めます」とあるが、具体的な連携の手法を明記されたい。	認知症介護技術の向上を図ることを目的とした認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修などの受講者を市町から推薦いただきなど、市町と連携することを基本的な姿勢として取り組んでいるものであり、素案のとおりとします。	
第5章 重点課題および現状・課題・施策の方向と取組					
第9節 介護保険制度の安定的運営					
34	108	1	ともに目指そう指標の「市町(保険者)における介護給付の適正化の取組実施率」とあるが、何を評価しようとしているのかわからにくい。	<p>ともに目指そう指標のうち「市町(保険者)における介護給付の適正化の「3つの要」の取組実施率」について、取組、評価の内容が分かるよう次のとおり付記します。</p> <p>【追加案】</p> <p>市町(保険者)における介護保険給付の適正化の「3つの要」の取組、「要介護認定調査が適正に行われているか、ケアプランが適切に作成されているか、介護報酬の請求が適正に行われてかについて調査・点検する介護給付の適正化の取組が、全市町において取り組まれることを目指します。</p>	

レイカディア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方	備考
35	109	2	苦情処理体制について、市町が事業者に次ぐ窓口と位置づけられることから次のとおりとしてはどうか。「市町、滋賀県国民健康保険団体連合会において、事業者以外の苦情処理体制が構築されています。その他県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会(あんしん・なつとく委員会)などでは相談に応じています。」P77 7~8も同様	<p>【意見】意見を踏まえ、「現状」「課題」それぞれを以下のとおり修正します。</p> <p>【現状】</p> <p>【修正前】滋賀県国民健康保険団体連合会や県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会(あんしん・なつとく委員会)、市町など、</p> <p>【修正後】市町や滋賀県国民健康保険団体連合会、県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会(あんしん・なつとく委員会)など、</p> <p>【課題】</p> <p>【修正前】「滋賀県国民健康保険団体連合会、運営適正化委員会(あんしん・なつとく委員会)、利用者に最も近い窓口である市町などの」</p> <p>【修正後】「利用者に最も近い市町、滋賀県国民健康保険団体連合会、県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会(あんしん・なつとく委員会)などの」</p>	
36	110 111	3-(1)	サービスを選択可能にする仕組みづくりについて、【現状】で既に、「サービス情報をインターネットなどで公表しています」とあるのに、「施策の方向と取組」でまたさらに「インターネット等により手軽に入手できるような体制を整備します。」と書かれているのは、どういう意味があるのか。単なる公表から、さらに前進して体制まで整備するということか。	<p>【現状】では、介護サービス情報の公表サイトで行っている、サービス内容や運営状況等の情報の公表の現状について記載しています。</p> <p>【施策の方向と取組】では、これ以外に、事業者が行うサービス自己評価の結果等についても積極的な公表に取り組んでいたけるよう記載しているものであり、よりわかりやすくなるよう【施策の方向と取組】を次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】「利用者がサービスを選択する際に参考となる事業者のサービスや取り組み内容、評価等について」</p> <p>【修正後】「利用者がサービスを選択する際に参考となる事業者の自己評価の結果等について」</p>	
37	111	3-(2)	「市町保健福祉相談窓口…健康福祉事務所(保健所)、福祉用具センターなど各相談機関の連携体制の強化が図られるよう支援します」と書かれているが、これは大切なことなので、「連携体制の強化を図ります。」と直接的な表現にできないか。	在宅介護等にかかる相談については、それぞれの相談機関の取組が重要であり、県はこれら相談機関の連携を支援する役割を担っていますので、素案のとおりとします。	
第6章 ともに目指そう指標を実現するためのアクションプログラム					
38	117	6	ともに目指そう指標を実現するアクションプログラムの「6高齢者の尊厳と保持と権利擁護」のうち高齢者の虐待防止に関する取組が「高齢者成年後見支援」となっているが「高齢者の虐待防止対策の推進」の方がわかりやすいのではないか。	<p>【意見】意見を踏まえ、取組の内容が明確になるよう次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】高齢者成年後見支援支援</p> <p>【修正後】高齢者虐待防止のための支援</p>	
39			ケアマネジャーの育成にもアクションプログラムを設けてはどうか。	アクションプログラムの項目については、計画期間の3年間で特に重点的に取り組む施策や事業について掲載しています。介護支援専門員の養成や資質の向上については、従来から各種研修を設け、積極的に取り組んでいるところです。計画の中でも「施策の方向と取組」に記載し、引き続き取り組むこととしており、素案のとおりとします。	

レイカティア滋賀プラン改定素案に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

番号	項目	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方	備考
第7章 計画の円滑な推進のために				
40	119 120	「自助、共助、公助、商助それぞれの立場で役割と責任を分担し、協働・連携のもと一体となって取組を推進します」とあるが、市町と県との役割を明記すべきと思う。	県民、地域、団体、事業者、市町、具の役割について 「第7章 1 推進体制」において追加して記載します。 (記載内容は別紙2のとおり)	

第5章 重点課題および現状・課題・施策の方向と取組

重点課題

- 約7万人と推計される本県の「団塊の世代」が平成27年に高齢者となり、介護を要する高齢者、認知症の人、高齢者単身世帯の増加などが見込まれます。
- こうした高齢者を取り巻く状況や「医療福祉」の推進、介護保険法の改正等を踏まえ、基本構想に掲げる「基本理念」や「基本目標」の達成に向けて設定している「基本的な考え方と取組の重点的方向」に沿って、次の9項目を重点課題として取り組みます。

- 1 健康づくり、介護予防の推進
- 2 地域支え合いの推進
- 3 「地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト」の推進
- 4 日常生活圏域・市町圏域での地域包括ケアの推進
- 5 認知症対策の推進
- 6 高齢者の尊厳の保持と権利擁護
- 7 サービス基盤の整備
- 8 人材の確保と多職種連携の人財づくり
- 9 介護保険制度の安定的運営

現状・課題・施策の方向と取組

第1節 健康づくり、介護予防の推進

(以下省略)

【各主体の役割】

[県民に期待される役割]

- 県民一人ひとりが、生涯を通じて健康で生きいきと過ごせるよう、健康づくりや生きがいづくり、介護予防に積極的に取り組むことが期待されます。
- 県民相互が共に支えあう意識を醸成し、県民が一体となって高齢者を支える社会づくりに取り組むことが期待されます。
- 高齢者の人権や認知症についての正しい理解と人権に配慮した行動が期待されます。
- 自らのニーズにあったサービスの選択と利用者自らがサービスの質について点検する姿勢を持つなど、利用者自身の意識向上が期待されます。

[地域・団体に期待される役割]

- 地域・団体では健康づくり、介護予防の実践や住民参加の地域活動など自主的な活動を進めるとともに高齢者が活躍できる場や機会づくりに取り組むことが期待されます。
- 日常の見守りや声かけにより支援の必要な高齢者や家族を地域で支える取組が期待されます。
- 近隣での助け合いや住民参加の地域活動の実践とともに、高齢者、障害者、子どもたちが自然に集い、住民がお互いに支え合う仕組みを創りあげていく取組が期待されます。
- 保健福祉サービス従事者等の職能団体等による自主的あるいは他と協働した資質向上への取組が期待されます。

[事業者に期待される役割]

- 身近なところで必要な時に必要なサービスが提供されるよう、地域のニーズに対応したサービスへの参入が期待されます。
- 人権尊重を基本に、質の高いサービス提供や虐待の発見、認知症の早期対応等地域での役割を果たしていくという視点にたった取組が期待されます。
- 職員の資質向上は基本的に事業者の責務であり、研修への派遣や事業所内研修の充実など主体的に取り組むことが期待されます。
- 利用者本位のサービス提供の観点から、サービス評価や苦情対応体制の充実をはじめとしたサービスの質の確保と向上に向けた自主的な取組が求められます。また、利用者のサービス選択を可能にするよう、利用者にとって使いやすい事業者情報の積極的な提供が期待されます。

[市町の役割]

- 住民に最も身近なところでの総合的な支援体制の充実や地域におけるサービス基盤の整備が期待されます。
- 介護保険制度の保険者として、地域密着型サービスをはじめとした事業者のサービスの質の向上に向けた指導助言や苦情対応の体制整備が期待されます。
- 住み慣れた地域（日常生活圏域）で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが、切れ目なく提供されるよう地域包括ケアの推進が期待されます。
- 地域のニーズに応じた認知症高齢者・家族に対する支援体制の整備や情報提供、啓発活動が期待されます。また、関係機関等とのネットワークの構築や虐待防止、権利擁護への対応などについて、地域包括支援センターを中心とした体制の充実が期待されます。

[県の役割]

- 保健・医療・福祉の有機的な結びつき、連続性の確保により生活を支える「医療福祉」という考え方のもと、地域に立脚した医療福祉システムの構築に取り組むとともに、市町における地域包括ケアの取組を支援します。
- 広域的な課題解決の観点から県民や地域、市町等の生きがいや健康づくり、介護予防、認知症対策等の取組を支援します。
- 広域的なサービス基盤の整備と保健福祉サービスの従事者の確保に取り組みます。
- 利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう、保健福祉サービス従事者の専門的資質の向上に取り組みます。